

新年度(4/1)から融資制度の改正などがスタートします！チェックしましょう。

平成30年4月1日から新年度になりました。様々な中小企業施策などの改正、改訂等が開始されています。今回のレポートでは、重要な制度について簡潔にまとめておきます。必要に応じて、是非、該当URLにて詳細をご確認ください。

1. 信用保証制度の見直し

最も話題性のある大きな見直しは「信用保証制度」でしょう。既に本レポートでも昨年11月号に詳細についてはご案内させていただきましたので、同時にそちらもご確認ください。主な見直しは以下の通りです。

- 1) 創業関連保証の付保限度額を拡充（1000万円→2000万円）
- 2) 特別小口保険の付保限度額を拡充（1250万円→2000万円）
- 3) 特定経営承継関連保証の創設。代表者個人が承継時に必要とする資金（株式取得資金等）も信用保険の対象になる。
- 4) セーフティネット保証5号の保証割合の引下げ（100%から80%に変更）
- 5) 危機関連保証の創設。大規模災害時に保証割合100%の別枠の制度。
- 6) プロパー融資と保証付き融資の適切な組み合わせの推進（リスク分担）。

・中小企業庁：<https://bit.ly/2JH2tLZ>

・パンフ：<https://bit.ly/2HwxYHJ>

2. 日本公庫の拡充

日本公庫も平成30年度予算成立に伴い、融資制度を拡充し4月2日より取扱いが開始されています。ここでは重要な制度を取り上げます。詳細については、該当URLにてご確認ください。

- 1) 「新規開業資金」等の拡充（国民）：
基準利率-0.4%
- 2) 「経営者保証免除特例制度」の拡充（国民）：
初めて借入する方も利用できるように適用

要件を緩和。

・日本公庫：<https://bit.ly/2Hv9Jd8>

3. 自治体制度融資の拡充、改定

各自治体の制度融資なども4月から拡充されている場合があります。地元自治体の制度を調べてみてください。ネットで「自治体名 融資」にて検索してみてください。前年度と全く変わらない場合もありますが、一新される場合もあります。また、一部の制度が拡充されている場合もあります。一例ですが、東京都では、以下のような拡充等が開始されています。

- 1) 平成30年度 中小企業向け融資を拡充
～創業・事業承継などの取組を強力に後押し～
- 2) 平成30年度災害復旧資金融資の継続

・例) 東京都：<https://bit.ly/2IRHEM8>

4. 事業承継税制

平成30年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。なお、税制改正については素人では理解するのが難しい部分もありますので、企業様におかれましては、必ず「顧問税理士」に相談・確認することをお勧めいたします。なお、大雑把な改正内容は以下の通りです。

- 1) 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- 2) 対象株式数・猶予割合の拡大、対象者の拡大、雇用要件の弾力化、新たな減免制度の創設等。

今回の改正にて、対象株式数の上限が撤廃（2/3→3/3）、猶予割合を100%に拡大することで、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担がゼロになります。政府の事業承継への力の入れ方が伝わります。大判振舞！との意見もありますね。

・中小企業庁：<https://bit.ly/2GW1vxG>